

第 5301 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 9月 1日 火曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

↳ 納税管理人

Q：仕事で海外に1年以上赴任することになりました。これまで行っていた不動産所得に係る確定申告は、どうしたらいいですか？

A：納税管理人を通じて行います。

【解説】

1年以上の予定で海外に赴任する場合、所得税法では非居住者となりますので、国内で不動産所得等がある場合は、納税管理人を選定して、納税管理人を通じて確定申告等を行うこととなります。

納税管理人になる人の資格や要件は特に定められていませんので、誰でもなれるのですが、納税者の納税地を所轄する税務署の管轄内に住所を有しており、その委任事務の処理について便宜を有する者のうちから選任されなければならないとされています。

また、納税者が納税管理人を選定したときは、次の事項を記載した届出書を所轄税務署に届け出なければなりません。

- ①納税者の納税地
- ②海外における住所又は居所となるべき場所
- ③納税管理人の氏名及び住所又は居所
- ④納税管理人を定めた理由

なお、消費税についても課税事業者である場合は、納税管理人を選任して、納税管理人を通じて消費税に関する事務処理を行うこととなります。

